

## 平成 28 年度山形県環境審議会第 2 回自然環境部会 議事録

1 日 時 平成 29 年 1 月 30 日 (月) 午後 1 時半～ 4 時 20 分

2 場 所 県庁講堂

3 出席者等 (敬称略)

### (1) 出席委員及び特別委員

(委 員) 幸丸政明 (部会長)、菊池俊一、佐藤景一郎、早野由美恵、三浦秀一、皆川治、山崎多代里、横山 潤、渡辺理絵 (阿部武志、江成はるか、加藤丈晴、野堀嘉裕)

(特別委員) 東北農政局農村振興部長 米田博次 (代理: 農村整備課課長補佐 三浦安正)

東北森林管理局長 瀬戸宣久 (代理: 山形森林管理署長 西川晃由)

東北経済産業局長 田川和幸 (代理: 環境・リサイクル課長 鈴木 宏)

東北地方整備局長 川瀧弘之 (代理: 環境調整官 立花義則)

東北地方環境事務所長 坂川 勉 (代理: 総括自然保護企画官 常富 豊)

※ ( ) 委員は欠席

(2) 事務局	環境エネルギー部みどり自然課長	高橋 正美
	課長補佐 (自然環境担当)	齋藤 真朗
	自然環境主査	倉本 幸輝
	主任主事	山田 和裕

## 4 議 事

(1) 開 会

(2) 挨拶

高橋みどり自然課長より、部会開催に当たって挨拶がなされた。

(3) 部会の成立

委員総数 18 名のうち 14 名が出席

(4) 議事録署名委員選出

議長により、議事録署名委員に横山委員と渡辺委員が指名された。

(5) 審議事項 1 山形県第 12 次鳥獣保護管理事業計画 (素案) について

幸丸部会長: 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局: (配布資料により説明。)

幸丸部会長: 御質問、御意見をお願いします。

皆川委員: 何点か質問したい。

一点目は、新旧対照表 P29 のくくりわなの使用について。

くくりわなの使用を極力避けることとあるが、くくりわなの製造業者がいるのであれば営業上の問題にならないか。これは国の基本指針に基づくものなのか、それとも県独自のものなのか。

二点目は、新旧対照表 P27 と P35 の許可基準の違いについて

両方のページに許可基準とあるが、どのように違うのか。

三点目は、新旧対照表 P41 (イ) 予察捕獲の許可表について。

「あらかじめ捕獲を許可するものとする」とあり、説明の中でカワウの話があったが、これはどういうことなのか。

四点目は、新旧対照表 P57 の鳥獣の生息状況の調査に関する事項について。

「里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査の実施」とあるが、これは、県で予算措置がされるものか。

五点目は、P63 の必要な財源の確保について。

狩猟税とあるが、どの程度の予算規模なのか、目的税とあるが市町村等に分配されるのか。

事務局： 一点目のくくりわなの使用について。

国の基本指針では、イノシシ・ニホンジカの捕獲目的でくくりわなの使用を認めているが、山形県でイノシシは近年になって増加したもので、ニホンジカの被害はまだない状況であり、ツキノワグマの錯誤捕獲が心配されることから、使用には慎重な書き方をしている。子グマがかかると親グマが近くにおり、近づいた人が襲われる危険があることから、このように規定している。

二点目の新旧対照表 P27 と P35 の許可基準の違いについて。

新旧対照表 P27 の許可基準は、第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整を目的とした許可基準で、本文の P29 の表にあるように、本県で特に管理が必要な鳥獣であるニホンザル、ツキノワグマ、イノシシ（ニホンジカについてはこの計画期間内に設定）については、被害の有無にかかわらず、その数を減らすことが必要であり、その目的で捕獲を行う場合の許可基準である。

P35 の許可基準は、被害防止の目的による捕獲の許可基準で、上記の計画にある鳥獣も含めて、原則一件一件の被害に応じて捕獲の許可を出す場合の基準である。

三点目の新旧対照表 P41 (イ) 予察捕獲の許可表について。

有害鳥獣捕獲は、被害の発生に応じて捕獲の許可を出すことが原則であるが、毎年度同じ時期に被害を出す鳥獣については、あらかじめ被害が出る前に捕獲の許可を出しておき、被害が発生する前に捕獲できるようにするものである。

四点目の新旧対照表 P57 の鳥獣の生息状況の調査に関する事項について。

里山民有林における自動撮影カメラを用いた定点観測調査については、県で予算措置し、現在も実施しているものである。

五点目の新旧対照表 P63 の必要な財源の確保（狩猟税の予算規模）について。

平成 27 年度の狩猟税は 717 万円となっている。これは毎年、狩猟者が狩猟者登録をする場合に納める税金であるが、その用途としては、狩猟免許試験のための費用や鳥獣保護区に看板を設置するための費用及び、52 名の鳥獣保護管理員の人件費にも充当されている。

皆川委員： 今の回答でよくわかったが、くくりわなの件については、製造業者との調整に対する答えは無かったと思う。くくりわなは全国的には必要だということで認められているものであると思うので、他県の状況も確認しながら進めて頂きたい。

幸丸部会長： そのほか意見はあるか。

横山委員： まずは、本文P2但し書き以下にある「鳥獣保護区に生息する鳥獣によって周辺地域に被害を発生させることが確認され、狩猟による捕獲圧を確保する必要があると判断される場合、その鳥獣保護区の区域を縮小し又は更新取りやめを検討するものとする。なお、この場合、法第12条第2項の規定により被害を発生させる狩猟鳥獣を除いて狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定することを検討するものとする」とあるが、実際にP7で狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する区域を指定するのであれば「検討する」という文言を修正した方が良いのではないか。

次にレッドリストとの関連について、ニホンジカについては、数的にはまだレッドリストの基準にあてはまる可能性がある。しかし、この12次計画の期間に管理計画を作成するのであれば、現在改訂が進んでいる動物版のレッドリストから何らかの理由によってニホンジカを除く必要があるのではないか。施策に齟齬が出ないように検討頂きたい。

幸丸部会長： 趨勢としてはニホンジカが増加することになると思うが、現段階ではレッドリスト対象となっているため、先取的にはずすことを検討しておくことは、その通りである。事務局として何かあるか。

事務局： 一つ目の質問であるが、基本的には、P4の既指定鳥獣保護区の変更計画に従って更新を進めていくが、前回の自然環境部会であったように、更新の段階になり情勢の変化によって区域の縮小や廃止に至る場合があるので、その時は、この法第12条第2項の規定による狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定を検討するということを想定している。

幸丸部会長： 私からも意見を述べさせて頂くが、この規模の計画を県民の方に理解してもらうには、よくある質問等や何か分かりやすくしたものがないと理解することは難しいと思うので検討頂きたい。それでは、時間も押しているので次の審議に入りたい。

#### (6) 審議事項2 第3期山形県ツキノワグマ管理計画（素案）について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明。）

幸丸部会長： 御質問、御意見ををお願いします。

三浦委員： 管理の実施にあたって、地域区分を設けるということであるが、具体的にどこを指すものなのかゾーニングの図面はあるのか。

事務局： 具体的な図面はない。図面上のある線から先と手前で判断が変わるものになると運用が難しい。あくまでこの規定によって判断していく。

三浦委員： 緩衝地域が分かりにくい。確かに線引きをきちっとすることは難しいが、おおざっぱにイメージできるものがあった方が良い。

事務局： この地域がどの地域区分にあたるのか見た人が判断をできるような表現を加えることを検討したい。

幸丸部会長： その他質問はあるか。

横山委員： 本文の資料3に遺伝的集団構造とあるが、地域的に偏りのないように管理する

ための何か考えはあるか。私は獲れなかった場合を心配しており、これまで狩猟の自粛をしたのは2回しかなかったと思うが、その他も上限値に達していない場合の方が多く、年に200頭前後の捕獲をしている中で、次期計画で捕獲の上限値が100頭ぐらい増える。

さらに、これまでの捕獲は計画的に獲ったものではなく、有害駆除で捕ったものが多いとデータからは読み取れる。目標の達成の可能性はどの程度あるのか。目標を獲れなかった場合、生息数が例えば3000頭となった場合に県ではどのように考えているのか。

事務局： これまで、抑制しながらやってきたものを抑制せずに獲る。特に防除地域では、基準が厳しくて捕獲許可が出せなかった状況にある。農作業に出ていた人に人身被害のおそれがあるという理由では、実際に被害が発生していないので捕獲許可が出せないという基準となっていた。それを今回の計画では、地域区分に応じた許可基準を定めて捕獲許可をできるようにすることで目標を達成したいと考えている。

横山委員： ある程度達成する見込みがあるということか。

事務局： そう考えている。ただし、積み残しがあり、それが重なればその数を捕獲することは無理だろう。最終的には捕獲数ではなく、推定生息数で評価したいと考えている。

横山委員： 2,000頭にするところが3,000頭に成りかねない。ちょっと心配がある。

話は変わるが、本文資料3の「ヘテロ結合度」とあるがこの数字は出ていないと思うので、削除して良いかと思う。

事務局： 山形大学の玉手先生に確認したい。

菊池委員： P9緩衝地域における管理方式(ウ)は良く分かるが、(ア)(イ)において「里山林の活用推進」とか「緩衝林の整備」と書いてあるが、具体的に何を指しているのか説明いただきたい。

事務局： 緩衝地域は基本的に里山林と考えている。(ア)では、間伐等の森林整備をすることで人が山に入り、クマが警戒する。また、(イ)では、林縁部で刈払い等を実施し見通しを良くすることで、クマが近づきにくくする。また、その効果を持続するには維持管理が重要であるということを書いている。

菊池委員： それは人の目を増やすという事であると思う。そのことを緩衝地域というのか疑問がある。違う言い方があるのではないか。また、そうではなくて、森林整備をするのであれば、何を目的に間伐を行うのかを知りたかった。しかし、今の説明では、ちょっと疑問が残る。

幸丸部会長： この対策については、鳥獣被害防止総合対策交付金を視野に入れられると思うがそちらとの連携はどのようになっているのか。

事務局： 電気柵などの整備は鳥獣被害防止総合対策交付金を想定しているが、緩衝林の整備については特に想定していない。

幸丸部会長： せっかくあるので利用することも考えた方が良い。

事務局： 緩衝地域という言葉については、環境省のガイドラインを活用したものである。また、緩衝林の整備については、やまがた緑環境税を活用し、整備を実施してき

ており、維持管理についても税を活用して実施している状況にある。

三浦委員： 緩衝林の整備ということであるが、間伐の目的が緩衝林ということでやまがた緑環境税を活用しているのか。

事務局： 鳥獣の被害防止のための緩衝林整備というメニューがあるのでそちらを活用して実施している。

三浦委員： それであれば、一般的な間伐と緩衝林の整備のための間伐の区別が分かりにくいので、先ほどの地域区分のイメージ図のようなものがやはりあったほうが良いと思う。

幸丸部会長： 事業者が明確に区別できる緩衝林の指針のようなものがあるといいと思う。それでは、その他なければ時間も押しているので次の審議に入りたい。

### (7) 審議事項3 第3期山形県ニホンザル管理計画（素案）について

幸丸部会長： 事務局から資料の説明をお願いします。

事務局： （配布資料により説明。）

幸丸部会長： 御質問、御意見ををお願いします。

渡辺委員： ツキノワグマの計画でもそうであるが、ニホンザルの管理計画において現場に期待される対策が多い印象を受ける。また、農業者の現場状況を本当に把握しているのか疑問に思った。農業の現場は、かつての地域で行っていたものから、地域を超えた農業生産法人が経営するものまで変わってきている。そのような状況で樹木の伐採などどこまで手が回るのか疑問である。電気柵についても生業として成立しなくなってきているところでは、補助金があると言っても持ち出しがあるため、農地周囲を取り囲み作業がやりづらい電気柵の導入には消極的である。今回の対策は場当たりの印象を受ける。このような状況で次期計画からは、林縁部の農地の大胆な土地利用の転換を行うことを検討する時期に来ているのではないかと考えている。

幸丸部会長： 農村と野生鳥獣との戦いというような感じになっているが、非常に大きな意見であったかと思う。県全体で考えていかなければいけない。

このことについて何か他に意見があるか。

山崎委員： 私も同感で、少しの農地を作っていて電気柵も設置しているが、それでも野菜が全滅してしまい意欲をなくした。また耕作放棄地がまわりでも増えている。計画のなかで電気柵などアイデアは記載してあるが、それ以前の問題になっている状況である。

三浦委員： 渡辺先生の意見に関してであるが、個人ではなくて地域を越えて担い手を育てていく必要があると思う。そのためにはコーディネートをする人が必要になってくる。それは県なのか市町村なのかという問題はあと思うがそれに対する施策はあるか。

事務局： P15の管理の担い手の確保と人材の育成というところであるが、農林水産部が所管になるが、指導者の研修を実施し、人材の育成を図っているところである。

三浦委員： この程度の記述では難しいと思うので、もう少し検討して頂きたい。

皆川委員： 私は、この管理計画が駄目だとは思っていないし、この耕作放棄地をなくすにはどうすればよいかを考えると、そもそも農業情勢が厳しいというところにぶつかる。農作物の価格がそれを育てる手間に対して十分でない。また野生鳥獣の被害も難しい問題である。それで行政への支援を期待するわけで、どれだけ税金を投入できるのかという問題になる。予算があれば補助金を投入して電気柵を付けてあげることができるが、予算には限りがあるので行政も苦勞していると思う。この問題は基本的には自助努力が重要になると思う。それを行政が支援するというのいいのだと思う。

三浦委員： 自助努力という面はあまり記載がなかったように思ったので、もう少し計画に盛り込んでいいと思う。

幸丸部会長： その他意見等はあるか。

佐藤委員： 緩衝林の整備についてもいろいろあるし、やはり獣害対策のリーダーシップのとれる人材の育成が重要であると思う。

幸丸部会長： その他意見等はあるか。

横山委員： 今まで被害対策を実施してきた中でどれくらいやればその群れの被害が減ったといったデータはあるか。そのようなものがあれば、加害群の低減目標のところに説得力がでてくると思う。

事務局： 具体的なデータは示してはいないが、市町村アンケートの中で過去の状況と現在の状況を比べると出せるデータがあるかもしれない。なお、高畠町において4つの群れがあるが、被害が5年前から比べて減っているという結果が得られている。

幸丸部会長： それでは時間も無くなってきたので、次回までに意見があれば事務局の方にお寄せいただきたい。今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

事務局： （資料により説明。）今後、山形県特定鳥獣保護管理検討委員会やパブリックコメント、市町村への意見照会をして、修正したうえで再度環境審議会で3月に審議をいただきたいと考えている。そのほか意見等があったら、2月中に事務局までお寄せ頂きたい。

幸丸部会長： それでは次回3月になるのでよろしくお願ひしたい。

以上。

平成29年1月30日